

# 府中町 犯罪被害者等 支援条例

を制定しました

(令和7年4月1日施行)

犯罪被害に遭われた方やその家族等は、生命・身体への直接的な被害だけでなく、経済的な損失や周囲からの心ない言動、プライバシーの侵害などの二次的被害を受ける場合もあります。

府中町では、犯罪被害者等に必要な支援を行い、町民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に取り組むため、本条例を制定しました。

犯罪被害者支援等シンボルマーク  
「ギュッとちゃん」



## 基本理念

- ①犯罪被害者等の個人の尊重を重んじ、その尊厳にふさわしい処遇を保障されるように支援を行います。
- ②犯罪被害者等が置かれている状況やその他の事情に応じて適切に支援を行います。
- ③犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう、必要な支援が途切れることなく支援を行います。
- ④町、町民等、事業者、関係機関等が相互に連携、協力して支援を行います。

## 犯罪被害者等が置かれる状況

犯罪被害に遭う人は特別な人ではなく、社会で普通に暮らしている人たちです。その平穏な暮らしの中で、犯罪は突然起きるのです。犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再びそれぞれの平穏な暮らしを取り戻せるように、周囲の人たちが、犯罪被害者等の置かれた状況をよく理解し、配慮した対応を心がけることが大切です。

### 日常生活上の問題

通院による医療費や、  
失職、転職などによる  
経済的困窮など

### 周囲の人々による 二次的被害

心ないうわさ話やマスコミの  
取材・報道による精神的被害など



### 精神的ショックや 身体の不調

被害発生時のフラッシュバックや  
トラウマ、それによる不眠・食欲不振・  
感覚マヒや自責の念など

### 捜査や裁判の過程における 精神的・時間的負担

繰り返しの被害状況の説明や  
裁判にかかる時間や費用の  
負担など

# 責 務

## 町の責務

基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定、実施します。

## 町民等の責務

基本理念にのっとり、次の点について実施するように努めてください。

- 犯罪被害者等がおかれている状況や支援の必要性の理解
- 犯罪被害者等が二次的被害等により地域社会から孤立しないような配慮
- 町が実施する犯罪被害者等のための施策への協力

## 事業者の責務

基本理念にのっとり、次の点について実施するように努めてください。

- 二次的被害への配慮と、町が実施する犯罪被害者等のための施策への協力
- 犯罪被害者等の就労に対する配慮

## 条例に基づく支援について

### ●経済的負担の軽減



一時的な経済支援として見舞金の支給を行います。  
・遺族見舞金 30万円  
・傷害見舞金 10万円

### ●心身に受けた影響からの回復



精神的な被害からの早期回復にむけて、必要な保健医療サービスおよび福祉サービスの提供等の支援を行います。

### ●日常生活の支援



日常生活を円滑に営むため、適切なサービスが提供されるよう、支援を行います。

### ●相談及び情報の提供等



犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう、様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供や関係機関等との連絡調整を行います。

### ●雇用の安定



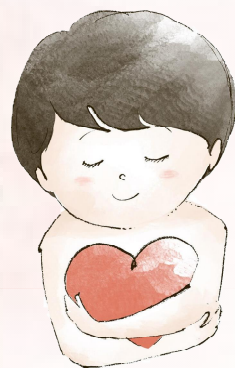
雇用の安定のため、犯罪被害者等の置かれた状況について、事業者の理解を深めるための必要な施策を行います。

### ●居住の安定



従前の住居での居住が困難となった方の居住の安定のため、一時的な住居の提供等の支援を行います。

皆様のご協力をお願いします



本条例の詳細については、町ホームページをご覧ください。下記の問い合わせ先へご連絡ください。



府中町公式ホームページ

本条例に関する問い合わせ先

府中町町民生活部自治振興課 人権推進室

(TEL) 082-286-3165

〒735-8686 府中町大通三丁目5番1号